

仕 様 書

1. 件名

国分寺市市制施行60周年記念市勢要覧作成業務委託

2. 履行場所

市が指定する場所

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年10月31日まで

4. 業務目的

「国分寺の現在から未来へ」をテーマとした視覚的に魅力ある市勢要覧を作成し、市のあゆみを紹介するとともに、市の施策や魅力を広く内外に発信する。

5. 委託内容

(1)市勢要覧の作成

①企画・編集

市の魅力や財産(歴史, 文化, 景観, 施設, 市民活動等)を伝える内容とすること。
ただし, 以下については必ず組み込むこと。

- ・市長あいさつ
- ・市の紹介
- ・市役所新庁舎
- ・国分寺駅北口駅前広場
- ・今昔写真(市内の風景を昔と今の写真で比較する)
- ・年表(平成26年度からの10年間を中心とする)
- ・人口等のデータ

※必要に応じて, 委託者から受託者に画像等の提供を行う。ただし, 委託者から提供された画像等については, 履行期間満了後に必ず削除すること。

②写真撮影(7~10日間程度)

市役所新庁舎外観の撮影は必ず行うこと(外観完成は令和6年8・9月予定)。

③市民等への取材(タイトル・本文作成に伴うもの)

④文字原稿作成

- ⑤デザイン(イラスト作成, 写真配置等)
ユニバーサルデザインに配慮すること。
- ⑥製版・色校正・印刷製本
校正は3回以上とし, 内1回は色校正とする。

(2)販売用チラシの作成

- ①デザイン(イラスト作成, 写真配置等)
ユニバーサルデザインに配慮すること。
- ②校正・印刷
校正は1回以上とする。

6. 成果品

(1)市勢要覧

- ①部数 1,000部
- ②冊子作成に伴う全てのデジタルデータ 一式
(本文テキストデータ, イラスト・写真・図表等JPG等加工可能なデータと印刷用イラストレーターデータ一式, 電子ブック用データ一式及びPDFデータ)
- ③版型 A4版(タテ版, 変形は不可)
- ④ページ数 36ページ(表紙4ページ, 本文32ページ)
- ⑤刷り色 4色(フルカラー)
- ⑥紙質 表紙=マットコート菊判93.5kg
本文=マットコート菊判62.5kg
※上記規格または同程度の再生紙
※「国分寺市グリーン購入ガイドライン」(市HPに掲載)の“印刷物”の判断基準及び配慮事項に沿って作成すること
※再生紙での作成が困難な場合は, 環境に配慮した森林認証紙等を使用すること
- ⑦製本 中綴じ
- ⑧加工 表紙マットPP加工

(2)販売用チラシ

- ①部数 500部
- ②販売用チラシ作成に伴う全てのデジタルデータ 一式
(本文テキストデータ, イラスト・写真・図表等JPG等加工可能なデータと印刷用イ

- ラストレーターデータ式, PDFデータ)
- ③版型 A4版(タテ版, 変形は不可)
 - ④ページ数 1枚(片面)
 - ⑤刷り色 4色(フルカラー)
 - ⑥紙質 マットコート菊判62.5kg
- ※上記規格または同程度の再生紙
- ※「国分寺市グリーン購入ガイドライン」(市HPに掲載)の“印刷物”の判断基準及び配慮事項に沿って作成すること
- ※再生紙での作成が困難な場合は, 環境に配慮した森林認証紙等を使用すること

7. 成果品の納品

- (1)納期限は, 令和6年10月21日とする
- (2)納品場所は, 国分寺市役所内1箇所(詳細は別途指定)

8. 成果品等に係る権利

この契約に基づく成果品及び成果品作成の過程で作成した付属物等に係る所有権・著作権・使用权等一切の権利は委託者に帰属するものとする。

9. 打合せの実施

電話またはメールでの打合せを基本とする。必要に応じて, 事業目的の共有・情報共有・イメージ共有のため, 対面での打合せを行う(3・4か月に1回程度)。

10. 支払

履行期間満了後一括払いとする。

11. 留意事項

- (1)受託者は, 業務の履行に際しては, 本仕様内容を忠実に実行するものとする。
- (2)業務責任者の指定及び作業計画書の提出
 - ①受託者は, この業務の進行管理を行う「業務責任者」を定め, 委託者に作業の進捗状況を報告するものとする。
 - ②業務責任者は, 原則として, 受託者が提出した業務実績報告書等に記載した予定業務責任者をそれにあてるものとする。但し, 病気等やむをえない理由により, 予定業務責任者がこれにあたるできない場合は, 委託者の承諾を得て変

更する。

③受託者は、本業務に着手する前に、日程管理及び人員配置に関する作業計画書を提出し、委託者の了解を得るものとする。

(3)業務の進捗状況の報告及び業務の実施方法の確認

①委託者は、業務の進捗状況等に関し、随時報告を求めることができる。

②委託者は、受託者の行う取材に同行するなどして業務の実施方法を確認することができる。

(4)本業務遂行にあたって知り得た情報については、第三者に漏えいしてはならない。履行期間満了後も同様とする。

12. その他

・搬入等に係る費用を含む。

・本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

・この仕様書に定めのない事項や疑義については、担当と協議のうえ決定する。

13. 担当

政策部市政戦略室広報担当 電話042-325-0111(内線410)